

令和3年度一般会計12月24日追加補正予算(案)の概要

議案第82号

令和3年度取手市一般会計補正予算(第15号)

・ 今回の補正予算の基本的な考え方

- 1 点目に、子育て世帯への臨時特別給付(子育て支援給付金)事業
  - 2 点目に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業
  - 3 点目に、新型コロナウイルスワクチン接種推進事業
- 以上、3つの考え方に基づき、補正予算を計上します。

1. 補正予算の規模

補正予算の総額は、24億1,792万9千円の増額で補正後の予算総額は、436億9,004万1千円となります。

一般会計予算12月24日追加補正額				単位：千円
区分	補正額の財源内訳			
補正額	国県支出金	地方債	その他	一般財源
2,417,929	2,417,920	0	9	0

2. 歳入補正の内容

①国庫支出金

ア、子育て世帯への臨時特別給付(子育て支援給付金)事業補助金  
6億6,553万1千円(補助率：国10/10)

【内訳】

- ・ 子育て世帯への臨時特別給付(子育て支援給付金)事業費補助金  
6億6,150万円
- ・ 子育て世帯への臨時特別給付(子育て支援給付金)事務費補助金  
403万1千円

イ、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業補助金  
13億6,427万7千円(補助率：国10/10)

【内訳】

- ・ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金  
13億5,000万円
- ・ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費補助金  
1,427万7千円

ウ、新型コロナウイルスワクチン接種に関連した負担金・補助金  
3億8,811万2千円増(負担率・補助率：国10/10)

【内訳】

- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 6,421万2千円増
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 3億2,390万円増

## ②雇用保険料本人負担分 9千円

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業における会計年度任用職員の雇用に伴う雇用保険料本人負担分

### 3. 歳出補正の内容

①点目は、子育て世帯への臨時特別給付（子育て支援給付金）事業について、6億6,553万1千円を計上します。

子育て世帯への臨時特別給付事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、子ども1人当たり10万円相当の給付を行う事業ですが、当初の制度設計では、10万円相当の給付のうち、先行して給付する5万円分は現金給付、追加で給付する5万円相当分はクーポンを基本とした給付とされてきました。

今回、追加の5万円相当の給付について、国において、何らかの条件設定や審査を行うことなく、自治体の判断により、地域の実情に応じて現金給付も可能とする運用となりました。その方針を受け、市では、クーポンに替えて現金で給付することとし、そのために必要な経費を補正予算に計上します。

なお、現金5万円分を先行給付金として支給する経費については、11月30日に市議会で可決され、申請不要なプッシュ型により支給可能な対象者には、12月23日に支給を行うなど、現在、給付事務を進めています。

#### ア、支給対象者

- ①児童手当（特例給付の該当児童を除く）の令和3年9月分の対象となる児童（取手市在住の公務員世帯児童を含む）
- ②平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた児童（高校生相当年齢児童：16歳から18歳までの子ども）のうち、児童手当の所得判定基準で本則給付に該当する児童
- ③「①」に含まれない、令和4年3月31日までに生まれた児童

#### 【取手市における対象児童見込数】

中学生以下 ①	高校生相当年齢 ②	新生児 ③	合計 ①+②+③
10,200人	2,700人	330人	13,230人

#### イ、給付額

- ・子ども1人当たり5万円※
- ※今回の補正予算では、10万円相当のうち、追加で給付を行う現金5万円分を計上

#### ウ、給付時期

- ・12月23日に5万円の先行給付金を受給済みの方は、1月中に案内を送付し、その後速やかに入金（プッシュ型）
- ・申請が必要な方（高校生相当年齢児童及び取手市在住の公務員世帯児童）には、1月中旬に申請書を送付し、審査後、順次10万円（先行給付金5万円、追加給付金5万円）を一括で入金

- ・③の新生児については、児童手当の請求認定を確認し次第、案内を送付し、その後、順次 10 万円（先行給付金 5 万円、追加給付金 5 万円）を一括で入金（プッシュ型）

2 点目 は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業について、13 億 6,428 万 6 千円を計上します。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1 世帯当たり 10 万円の現金を給付する事業ですが、国の補正予算の成立に伴い、速やかに給付事務を進めるため、必要な経費を補正予算に計上します。

#### ア、支給対象者

- ① 基準日（令和 3 年 12 月 10 日）において世帯全員の令和 3 年度分の住民税均等割が非課税である世帯  
※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。
- ② ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

#### 【取手市における対象世帯見込数】

非課税世帯 ①	家計急変世帯 ②	合計 ①+②
12,200 世帯	1,300 世帯	13,500 世帯

#### イ、給付額

- ・ 1 世帯当たり 10 万円

#### ウ、給付時期及び給付方法

- ・ ①の非課税世帯についてはプッシュ型※、②の家計急変世帯については申請による給付となり、それぞれ準備が整い次第、できるだけ速やかに開始  
※ただし、当該給付金の入金先の確認などのため、市から送付する確認書の返送が必要

3 点目 は、新型コロナウイルスワクチン接種推進事業について、3 億 8,811 万 2 千円を増額します。

新型コロナウイルスワクチンの 3 回目の接種については、既に国から方針が示されたところですが、今回、新たな変異株への流行懸念やワクチン接種済者へのブレイクスルー感染が発生している状況等を鑑み、3 回目接種の接種間隔をワクチンの供給状況等に応じて、初回接種の完了から 6 か月以上に前倒し、対象者は、原則、初回接種の完了から 6 か月以上経過した 18 歳以上の全ての人とする、との方針が茨城県より示されたことから、令和 3 年度中にかかる経費を計上します。

なお、3回目の接種は、令和4年度にも継続して実施しますが、令和4年度分の経費については、国・県から方針が示されていないため、今回の補正予算には計上せず、方針が決定し次第、予算措置を行います。

【補正内容】

- ・ 時間外勤務手当 390万円増  
3回目接種への対応等に伴う職員の時間外勤務手当
- ・ 3回目の接種に伴う個別及び集団・巡回接種委託料 6,421万2千円増

【内訳】

- 予防疫種委託料（個別接種分） 3,210万6千円増
- 集団・巡回予防疫種委託料 3,210万6千円増
- ・ 接種会場設置運営管理委託料 3億2,000万円増  
ゆめみ野地区に予定している集団接種会場の設置や運営管理、シャトルバスの運行、駐車場交通整理等の委託料

※シャトルバス運行区間

- ①ゆめみ野駅⇄接種会場
- ②取手ウェルネスプラザ⇄接種会場
- ③藤代庁舎⇄接種会場